

様式第1（第2条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2
名 称 地域未来投資工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 愛知 太郎

職名も記載してください

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、別紙1の計画について承認を受けたいので、別紙2と併せて申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第11条第1項の認定（同法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定（同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第12条第2項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

(別紙1)

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

- (1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
(同意基本計画の名称)

愛知県基本計画

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

- ※基本計画に記載されている以下の地域の特性から、該当するものをそのまま記載する。
- ① 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
 - ② 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
 - ③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
 - ④ 情報通信産業の産業集積を活用したデジタル・DX分野
 - ⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）
	① 地域未来投資工業株式会社 ② 名古屋市中区三の丸3-1-2 ③ 代表取締役 愛知 太郎 ④ 1,000万円 ※申請時の資本金 ⑤ 30名 ※申請時の常時雇用する従業員の人数(事業主、役員、臨時の従業員は含まない) ⑥ 航空機製造業(3141) ※日本産業分類の細分類項目を記載する。 ・基本計画の「5 地域経済牽引事業の…地域の特性に関する事項」に記載されている業種（中分類）に含まれる細分類から選択して記載すること。 ・別業種に属する複数の事業を持つ場合は、主たる事業に該当する業種(売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多いもの)を記載する。 ⑦ 1234567890123 ⑧ 3月 ⑨ 航空機の全部胴体製造 ※共同事業者がいなければ記載不要。

地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割
1	① A工業株式会社 ② 愛知県〇〇市〇〇1-10 ③ 代表取締役社長 愛知 次郎 ④ 2,000 万円 ⑤ 50 名 ⑥ 航空機製造業(3141) ⑦ 2345678901234 ⑧ 3月 ⑨ 炭素繊維複合材の原材料の製造
2	① B株式会社 ② 愛知県〇〇市〇〇2-20 ③ 代表取締役社長 愛知 花子 ④ 3,000 万円 ⑤ 60 名 ⑥ 航空機製造業(3141) ⑦ 3456789012345 ⑧ 3月 ⑨ 全部胴体製造のための冶具の製造

共同事業者がない場合、
記載不要です。

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

新型航空機〇〇〇〇の 前部胴体 製造事業

(関連する業種)

輸送用機械器具製造業(31)

日本標準産業分類の中分類で
記載してください

(地域経済牽引事業の内容)

当社は、〇〇年に創業し、〇〇〇〇の強みを持つ航空機関連部品の製造を主事業とした企業である。この地域の航空機関連部品製造企業等とともに、炭素繊維複合材の大幅な適用などにより、環境性能や運用性を向上させた米国の〇〇〇〇社の次世代の旅客機〇〇〇〇の開発に参画し、全部胴体の製造を請負い、〇〇年から納入を開始している。

次世代機〇〇〇〇の売れ行きは好調で、〇〇年度末現在で受注残が 1,000 機を超え、〇〇〇〇社からは生産のペースを現在の月産 10 機から 12 機、最終的には 15 機へ増加するため、生産体制を整備してほしいという要望があり、早急に生産体制を強化する必要がある。また、〇〇〇〇の理由により、作業工程を見直し、改善を図ることでコスト削減を実現し、一層の収益体質の構築を進める必

事業の実施背景やこれまでの経緯

今後実施する予定の地域経済牽引事業
計画の内容について記載してください

要がある。そのため、今回、〇〇〇〇を導入することとした。

当社第1工場の隣接地に炭素繊維複合材による前部胴体を製造する大型のオートクレーブ等を始めとした最新鋭の機器を備えた新工場を建設するとともに、〇〇市のA工業(株)、〇〇市のB(株)においては新たな工場を建設するなど、この地域における生産体制を強化する。今後の展望としては、〇〇の開発部門を集約し、〇〇〇〇を目指す

また、〇〇市の〇〇製作所への発注など、当地域の航空機関連産業の集積を活用して事業を実施する。

(活用を予定する支援措置)

- ・地域未来投資促進税制
- ・政府系金融機関による金融支援

※地域経済牽引事業の承認を受けた後に活用を予定する支援措置（活用を検討中のものを含む。）を以下の中から全て記載すること。

- ・みなし特定事業者の特例
- ・事業環境整備への提案
- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例
- ・株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）
- ・一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加
- ・地域団体商標の登録料等の減免
- ・地域未来投資促進税制
- ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（新都市での事業実施者のみ）
- ・財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
- ・中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例
- ・事業譲渡の際の免責的債務引受の特例
- ・国の予算による措置（地域経済牽引事業計画の承認を受けたことによる優先採択などがある場合）
- ・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援
- ・政府系金融機関による金融支援
- ・その他（地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。）

(その他)

※上記事項以外に、地域経済牽引事業計画の承認に係る審査に必要な事項を記載する。
(例) 環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立・国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載すること。

記載例：本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と調整を行った上で策定したものである。

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

- ・愛知県〇〇市〇〇町 〇〇 5-50
地域未来投資工業株式会社 〇〇第2工場(全部胴体製造)
- ・愛知県〇〇市〇〇町〇〇 6-60
A工業株式会社 東工場(炭素繊維複合材の原材料の製造)
- ・愛知県〇〇郡〇〇町〇〇 7-70
B株式会社 〇〇工場(全部胴体製造のための冶具の製造)

(5) 地域経済牽引事業の実施期間

(実施期間)

2024年〇月〇〇日 ～ 2027年3月31日

※5年を超えないように設定すること。

※実施時期の終期は決算期末又は事業終了年月日とすること。

(実施スケジュール)

取組事項	2024年度	2025年度	2026年度	年度	年度
	2024年〇月～	2025年4月～	2026年4月～	年月～	年月～
①地域未来投資工業(株)〇〇第2工場	1月着工	12月竣工 2月稼働	5月設備導入	—	—
②A工業(株)東工場	12月着工	11月竣工 2月稼働	4月設備導入	—	—
③B(株)〇〇工場	12月着工	11月竣工 2月稼働	4月設備導入	—	—

※工場の着工・竣工・稼働、設備の取得・稼働時期など、具体的なスケジュールを記載すること。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表1-1に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

事業者全体ではなく、当該事業計画に係る数値で算出してください。

地域未来投資工業(株)を始めとした各社の当事業に係る付加価値創出額 88億円

264億円 - 176億円 = 88億円 事業計画最終年度の付加価値額 - 計画策定年度前年度の付加価値額

※付加価値額の根拠は当該事業に係る売上高、費用等を算出して計算すること。

事業開始前の列に記入した金額について、添付いただく根拠資料（損益計算書等）において該当金額をマーキングするなどして明示してください。

共同事業者がない場合、事業実施者1社分の記載で足りります。

(算定根拠) 地域未来投資工業(株)

(単位：百万円)

区分	事業開始前	事業開始後					
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～	
①売上高	50,000	55,000	58,000	75,000	-	-	
費用総額	②売上原価	35,000	36,000	37,000	55,500	-	-
	③販売費及び一般管理費	10,000	11,000	12,000	12,000	-	-
	④計(②+③)	45,000	47,000	49,000	67,500	-	-
⑤給与総額	5,000	5,000	5,000	7,500	-	-	
⑥租税公課	1,000	1,000	1,000	1,500	-	-	
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	11,000	14,000	15,000	16,500	-	-	

A工業(株)

区分	事業開始前	事業開始後					
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～	
①売上高	20,000	22,000	24,000	30,000	-	-	
費用総額	②売上原価	10,000	11,000	12,000	17,000	-	-
	③販売費及び一般管理費	8,000	8,500	9,000	7,000	-	-
	④計(②+③)	18,000	19,500	24,000	27,000	-	-
⑤給与総額	2,000	2,100	2,200	3,000	-	-	
⑥租税公課	400	400	500	600	-	-	
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	4,400	5,000	5,700	6,600	-	-	

B(株)

区分	事業開始前	事業開始後					
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～	
①売上高	10,000	11,000	12,500	15,000	-	-	
費用総額	②売上原価	7,000	7,500	8,500	10,000	-	-
	③販売費及び一般管理費	2,000	2,500	3,000	3,500	-	-
	④計(②+③)	9,000	10,000	11,500	13,500	-	-
⑤給与総額	1,000	1,200	1,500	1,500	-	-	
⑥租税公課	200	200	300	300	-	-	
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	2,200	2,400	2,800	3,300	-	-	

合計

区分	事業開始前	事業開始後					
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～	
①売上高	80,000	88,000	94,500	120,000	-	-	
費用総額	②売上原価	52,000	54,500	57,500	82,500	-	-
	③販売費及び一般管理費	20,000	22,000	24,000	22,500	-	-
	④計(②+③)	72,000	76,500	84,500	108,000	-	-
⑤給与総額	8,000	8,300	8,700	12,000	-	-	
⑥租税公課	1,600	1,600	1,800	2,400	-	-	
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	17,600	21,400	23,500	26,400	-	-	

(2) 経済的効果
(見込み)

事業者全体ではなく、当該事業計画に係る数値で算出してください。

要件アの場合

当該事業を実施することにより、地域未来投資工業(株)を始めとした地域経済牽引事業者の当該事業に係る愛知県内に所在する〇〇株式会社、株式会社〇〇、株式会社〇〇工業…との取引額は、計画実施期間を通じて約30%増加する見込み。

(算定根拠)

県内取引額の増加見込み

※県外に所在する事業者との取引は含みません

(単位:百万円)

2025年度(稼働開始初年度)	2026年度見込み(事業最終年度)	増加(増加率)
50,000	65,000	15,000(30%)

$$(65,000 - 50,000) / 50,000 \times 100 = 30\%$$

《内訳》

(企業名:地域未来投資工業(株))

(単位:百万円)

取引先	2025年度(稼働開始初年度)	2026年度見込み(事業最終年度)
〇〇(株)	〇〇〇	〇〇〇
(株)〇〇	〇〇〇	〇〇〇
…	〇〇〇	〇〇〇
計	〇〇〇	〇〇〇

(企業名:A工業(株))

(単位:百万円)

取引先	2025年度(稼働開始初年度)	2026年度見込み(事業最終年度)
〇〇(株)	〇〇〇	〇〇〇
(株)〇〇	〇〇〇	〇〇〇
…	〇〇〇	〇〇〇
計	〇〇〇	〇〇〇

要件イの場合

当該事業を実施することにより、地域未来投資工業(株)を始めとした各社の当該事業に係る売上高総額は計画期間を通じて約 27% 増加(2025 年度 945 億円⇒2026 年度 1,200 億円)する見込み。

(算定根拠) (単位:百万円)

企業名	2025 年度 (稼働開始初年度)	2026 年度見込み (事業最終年度)
地域未来投資工業(株)	58,000	75,000
A 工業(株)	24,000	30,000
B(株)	12,500	15,000
計	94,500	120,000

$$(120,000-94,500)/94,500 \times 100 = 27.0\%$$

要件ウの場合

当該事業を実施することにより、地域未来投資工業(株)を始めとした各社の当該事業に係る従業員の給与総額は約 38% 増加(2025 年度 87 億円⇒2026 年度 120 億円)する見込み。

(算定根拠) (単位:百万円)

企業名	2025 年度 (稼働開始初年度)	2026 年度見込み (事業最終年度)
地域未来投資工業(株)	5,000	7,500
A 工業(株)	2,200	3,000
B(株)	1,500	1,500
計	8,700	12,000

$$(12,000-8,700)/8,700 \times 100 = 37.9\%$$

(注) 愛知県が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額、売上又は給与支払額のいずれか)を達成する見込みであることを記載すること。

II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表1-2に記載

1、2については、農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けない場合は記載不要。

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表1-2に記載

3 特定事業者が法第19条第3項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

(承継等特定事業者の名称)

株式会社C工業

(被承継等特定事業者の名称)

B株式会社

3については、中小企業信用保険法の特例、事業承継等に関する特例を受けない場合は記載不要。

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

吸収合併

※事業承継等の内容を下記の①～⑨から選択して記載すること。

①吸収合併

②新設合併

③吸収分割

④新設分割

⑤株式交換

⑥株式移転

⑦事業又は資産の譲受け

⑧株式又は持分の取得

⑨事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

(実施時期)

〇〇年〇月

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額 = 134,500 千円 > 0

② EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率 = 4.9 倍 ≤ 10

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (139,800) 千円 － 現預金 (25,000) 千円
営業利益 (20,000) 千円 + 減価償却費 (3,200) 千円

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

名称: 一般社団法人中京航空宇宙産業機構

住所: 愛知県〇〇市〇-〇-〇

4については、商標法の特例を受けない場合は記載不要。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

〇〇に入会するためには〇〇〇〇(一般社団法人の実際の定款の該当部分)。

※該当部分を抽出して貼り付け。別添で定款全体を添付すること。

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

※商品又は役務の名称、概要を記入すること。

※特例を受けようとする商品又は役務の内容がわかるように記入すること。

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

5については、財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を受けない場合は記載不要。

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

(企業名: 地域未来投資工業株)

区分	用途	時期
土地(〇〇町〇-〇-〇)	工場建設用地	2024年1月取得予定
建物	〇〇の生産施設	2025年1月着工、2025年12月竣工予定
機械設備	〇〇の生産設備	2026年5月取得予定

(企業名: A株)

区分	用途	時期
建物	〇〇の生産施設	2024年12月着工、2025年11月竣工予定
機械設備	〇〇の生産設備	2026年4月取得予定

(企業名: B株)

区分	用途	時期
建物	〇〇の生産施設	2024年12月着工、2025年11月竣工予定
機械設備	〇〇の生産設備	2026年4月取得予定

※当事業の用に供する施設及び設備を構成する資産について用途及び取得予定時期（施設については着工・竣工予定時期）を記載する。なお、「土地」は、地方自治体が条例で定める不動産取得税若しくは固定資産税の減免措置を活用する場合（新都市の固定資産税特例措置）にのみ記載する。

※課税の特例措置を受けるためには、法25条に基づき先進性等について主務大臣の確認を受ける必要があり、「課税の特例に係る確認申請書（地域未来投資促進法 HP（経産省）掲載）」により中部経済産業局へ確認申請を行う必要がある。

別表 1 - 1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名： _____

(単位：千円)

年度	調達先	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	費用					
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
合 計	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※2 株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表 1 - 2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		

農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けない場合は記載不要

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。

(別紙2)

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可

(注) 地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。